政令第七十一号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内 閣 は、 外国 為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十五条第一項第一号、 第四十

八条第 項及び第六十九条 \mathcal{O} 五. の規定に基づき、この政令を制定する。

(外国為替令の一部改正)

第一条 外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

別表の一一 の項 $\stackrel{\frown}{=}$ 中「(四)」を「(四の二)」に改める。

別表の一五の項(五)の次に次のように加える。

五 <u>の</u> <u>=</u> 定めるもの 水中ソナー 航法装置の使用 に掲げるものを除く。 に係る技術であつて、 経済産業省令で

(輸出貿易管理令の一部改正)

第二条 輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項 (七) 中「ウラン」の下に「若しくはプルトニウム」 を加える。

別表第一の四の項(十六)に次のように加える。

別表第一の四の項 (十八の二) 5 項の中欄に掲げるものを除く。) (十八) の次に次のように加える。 磁気方位センサー ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池 <u>ー</u>の

別表第一の五の項(十六)中「、ポリアリーレンエーテルケトン」を削る。

別表第一の七の項(六)を次のように改める。

| (六) 一次セル、二次セル又は太陽電池セル

別表第一の七の項(八)の次に次のように加える。

(八の二) パルス出力の切換えを行うサイリスターデバイス又はサイリスタ

ーモジュール

別表第一の七の項に次のように加える。

(二十二) 炭化けい素ウエハー

別表第一の九の項(五の二)の次に次のように加える。

(五の三) 五 一 の 四 干涉 を観り 通信妨害装置又はその部分品 電波その他の電磁波を発信することなく、 測することにより位置を探知することができる装置 電波その他の電磁波の

別 表第一の九の項 六) 中 五 若しくは(五の二) 」を「若しくは(五) から 五 一 の 四) まで」

に改める。

くは

液体レ

ザー発振器

(色素レーザー

発振器を含む。)

又はこれらの」を「レ

ーザー発振器又はその」

別表第一の一〇の項(八)中「ガスレーザー 発振器、 半導体レ ーザー 発振器、 固体レ ーザー発振器若し

に改め、 同項 (九) 中 「磁力計」 の 下 に 一、 水中電場センサー」 を加える。

別表第一の一一の項 回 の次に次のように加える。

回 掲げるものを除く。) 水中ソナー 航 法装置又はその部分品(一〇及び一五の項の中 ·欄 に

別表第一の一一の項 (五)中「(四)」を「(四の二)」に改める。

別表第一の一三の項(四)中「無人航空機」の下に「又はその部分品若しくは附属装置」を加え、 同項

(五) 中「(三)」を「(四)」に改める。

別表第三の二中「、 (六) から (八) まで、 (十) 若しくは(十一)」を「若しくは(六)」に改める。

附則

(施行期日)

この政令は、平成二十年五月十五日から施行する。

1

(罰則に関する経過措置)

2

この 政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

臣の許可を要することとする等の必要があるからである。

国際的な平和及び安全の維持のため、プルトニウムの同位元素の分離装置等の輸出について、経済産業大